

会 議 録		令和8年2月6日作成	令和11年3月末日廃棄
会議名	京都府宇治警察署協議会（令和7年度第4回）		
開催日	令和8年2月6日（金曜日）		
時 間	午後1時30分から午後3時までの間（90分）		
場 所	山城広域振興局 3階 第3会議室		
出席者	中村会長、田井副会長、高田副会長、黒川委員、下岡委員、南委員、下津谷委員、森下委員、今井委員、山本委員、川崎委員、東原委員 （欠席 臼井委員）		計12人
	署長、副署長、会計課長、警務課長、生活安全課長、地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、広聴相談係長		計10人
諮 問 事 項	1 自転車の交通反則通告制度等について 2 宇治警察署における非行少年の現状等について		
会 議 内 容	<p>1 会長挨拶 司会 副署長</p> <p>2 署長挨拶</p> <p>3 協議 司会 会長</p> <p>(1) 諮問事項説明</p> <p>ア 自転車の交通反則通告制度等について～交通課長</p> <p>イ 宇治警察署における非行少年の現状等について～生活安全課長</p> <p>【委員】自転車の違反に関するチラシを見せていただき、分かりやすいと感じた。ただ、年齢層の低い子供たちについてどう教えてたらよいか。また幼い子供を自転車の前後に乗せている方を見掛けるがよいのか。</p> <p>【警察】小学校等と連携し、交通安全教室を開催して、交通ルールや事故に遭わないよう気を付けること等を指導している。また、交通安全教室開催の要望があれば、教室を開催している。</p> <p>自転車の前後に幼児を二人乗せるのは設備等の要件が整っていれば可能である。</p> <p>【委員】久御山町には多くの外国人が勤めているが、外国人に対する交通ルールの指導はどのようにしているのか。</p> <p>【警察】違反があれば外国人の方にも指導警告・取締りを行っている。英語版のチラシもあり、外国人が勤務する企業からの依頼があれば、安全教室等を開催し、指導している。</p>		

【委員】傘を差しながら自転車を運転するのは違反か。

【警察】違反である。

【委員】自転車の違反者が免許証を持っていない場合、どのように確認するのか。

【警察】マイナンバーカード等で確認する。身分証を所持していない人の場合はその人の家まで一緒に行く等して確認する。

【委員】学生が自転車で並走し、話しながら走行しているが、これは違反か。

【警察】違反である。

【委員】携帯電話の画面を見ながら自転車で走行するのは違反か。

【警察】違反である。

【委員】携帯電話でイヤフォンで音楽を聴きながらというのは違反か。

【警察】安全な運転に必要な音を聞くことができない状態で運転することは違反となる。イヤフォン使用は都道府県ごとに禁止されている。

【委員】片耳だけイヤフォンを付け外の音が聞こえていればよいか。

【警察】危険であるので好ましくない。

【委員】大久保小学校の前の交差点は歩車分離式信号であるが、歩行者や自転車が斜め横断してもいいのか。

【警察】交差点の斜め横断については、斜め横断可能な道路標示が必要であるが、大久保小学校前の交差点には設置していないので、斜め横断はできない。今後指導等に努める。

【委員】歩道上を自転車で走行していいのか。

【警察】普通自転車歩道通行可の標識があれば、歩行者優先であるが通行はできる。また、標識のない歩道にあっても13歳未満の子供や70歳以上の高齢者であるなど、一定の条件を満たせば通行することができる。

(2) その他

【委員】先日、知り合いが振り込め詐欺の被害に遭いそうになったと聞いた。その人は固定電話に出るのが怖いと言っていた。

【警察】お金に関する電話の場合は一度切る。息子をかたる電話で電話番号が変わったという詐欺もあるが、電話を切って、自身が知る電話番号に電話して確認することが良い。また、一人で悩んだり、考えたりせず、まずは近所の人等に相談することが大切である。

4 事務連絡

令和8年度第1回京都府宇治警察署協議会は、令和8年6月頃に実施予定である。

以上

第4回京都府宇治警察署協議会の開催状況

